(二)　当該金融商品取引業者等は、初めて特定累積投資勘定を設けた日から一〇年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所その他の一定の事項を確認することとされていること。

(ホ)　その他一定の事項

ヘ　特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(イ)　当該特定累積投資勘定は、令和六年以後の各年（(ロ)において「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

(ロ)　当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の一月一日において設けられること。

ト　特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

チ　金融商品取引業者等の営業所の長は、令和七年以後の各年の一二月三一日（チにおいて「基準日」という。）において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、当該非課税口座を開設している居住者等の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として一定の金額その他の事項を、基準日の属する年（リにおいて「基準年」という。）の翌年一月三一日までに、電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

リ　居住者等の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の事項を、当該営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

ヌ　居住者等が令和五年一二月三一日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和五年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定している場合には、その居住者等（同日に非課税口座廃止届出書の提出をした者等一定の者を除く。）は令和六年一月一日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。

(二)　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二五条及び第六七条の三関係）

(三)　短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二八条の四関係）

(四)　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使は付与決議の日後一〇年を経過する日までの間に行うこととの要件を、付与決議の日においてその設立の日以後の期間が五年未満であることその他の一定の要件を満たす株式会社が新株予約権を付与する場合には、当該新株予約権の行使は付与決議の日後一五年を経過する日までの間に行うこととした。（租税特別措置法第二九条の二関係）

(五)　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三一条の二関係）

(1)　適用対象から、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する既成市街地等又はこれに類する一定の地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを除外する。

(2)　開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る当該開発許可について、都市計画区域のうち一定の区域内において行われる開発行為に係るものに限定する。

(六)　空き家に係る居住用財産の譲渡所得の三、〇〇〇万円特別控除の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を四年延長することとした。（租税特別措置法第三五条関係）

(1)　適用対象に、相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡をした場合（これらの譲渡の時からこれらの譲渡の日の属する年の翌年二月一五日までの間に、当該被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合に限る。）を加える。

(2)　相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が三人以上である場合における特別控除額を二、〇〇〇万円（その年に居住用財産につき居住用財産の譲渡所得の三、〇〇〇万円特別控除の適用を受ける者にあっては、三、〇〇〇万円の範囲内において一定の金額）とする。

(七)　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の一〇〇万円特別控除について、その譲渡をした低未利用土地等が次に掲げる区域内にある場合における低未利用土地等の譲渡の対価の額の要件を八〇〇万円以下（改正前五〇〇万円以下）に引き上げた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三五条の三関係）

(1)　都市計画区域のうち一定の区域

(2)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域

(八)　令和五年四月一日以後に、その設立の日の属する年一二月三一日において中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が一年未満であることその他の一定の要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（以下「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住者等（当該株式会社の発起人であることその他の一定の要件を満たすものに限る。）は、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその設立特定株式の取得に要した金額の合計額（当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度）を控除する特例を創設し、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例と選択して適用できることとした。（租税特別措置法第三七条の一三の二及び第四一条の一八の四関係）

(九)　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる株式の範囲に、(八)の居住者等が取得をした設立特定株式を加えることとした。（租税特別措置法第三七条の一三の三関係）

(一〇)　個人でその者のその年分の基準所得金額が三億三、〇〇〇万円を超えるものについては、当該超える部分の金額の一〇〇分の二二・五に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課することとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(二)　支払調書等の提出義務者のうち電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、支払調書等の書面による提出に代えてその支払調書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき所轄税務署長の承認等を不要とすることとした。（租税特別措置法第四二条の二の二関係）